

議案第 39 号

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例（平成 26 年山陽小野田市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者）にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1 人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成 26 年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関

する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合には適用しない。

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。以下同じ。)がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主</u></p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。以下同じ。)がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</u></p>

任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)を
いう。) その他これに準ずる者 1人

2 (略)

2 (略)